

長野県いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることにより、児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。）、学校の設置者、学校、保護者、県民その他の関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（次条及び第7条において「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、学校の設置者その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等

のために必要な措置を講じなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われる場合は、速やかに、その児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行い、いじめがあったことが確認されたときには、適切かつ迅速にいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行わなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に認識して授業その他の教育活動を行わなければならない。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、県、国、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第10条 県は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

（長野県いじめ問題対策連絡協議会）

第11条 法第14条第1項の規定により、学校、長野県教育委員会及び市町村の教育委員会、長野県中央児童相談所、長野地方法務局、長野県警察本部その他の関係者により構成される長野県いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県、市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

（相談体制の充実）

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができるよう相談体制の充実を図るものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための措置）

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報モラル（情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。）に関する児童生徒に対する教育及び保護者に対する啓発活動
- (2) インターネットの適切な利用に関する学校と保護者との連携協力を促進するための情報の提供

（啓発活動等）

第14条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒向けの資料の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県立学校に係る重大事態への対処)

第15条 県立学校の児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態（次条において「重大事態」という。）が発生した場合には、長野県教育委員会又は当該学校は、心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する者その他の長野県教育委員会又は当該学校が必要と認める者による組織を設け調査を行うものとする。

(知事の調査等)

第16条 知事は、法第30条第1項又は第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は第31条第2項の規定による調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行った場合において必要があると認めるときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置について協議を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条及び第16条第2項の規定は、平成27年4月1日から施行する。